

# 令和6年度認証保育所保育料補助金のおしらせ

## 0～2歳児クラス

お誕生日が令和3年4月2日生まれ  
からのお子様用



### ◆ 問い合わせ先 ◆

中央区 福祉保健部 保育課 保育給付係

〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号

電話：03(3546)5422 FAX：03(3546)2129

詳細はこちらをご覧ください。



## 1 事業内容

認可保育所の入所基準を満たし、認証保育所に児童を預けている保護者の方の経済的負担を減らすため、認証保育所に支払う保育料の一部を補助します。

## 2 対象施設

東京都認証保育所（中央区外の施設も含む）

## 3 対象者の条件（以下全ての条件に当てはまる必要があります。）

- ① 児童と保護者が、月の初日に中央区に住んでいる（住民登録がある）。
- ② 認証保育所と月極契約を締結し、申請月の初日から在籍している。
- ③ 認証保育所の保育料を滞納していない。
- ④ 保護者全員が日中児童の保育を必要とする状況（※）にある。

（※）「日中児童の保育を必要とする状況」とは、主に次のような場合をいいます。

- ・月48時間以上の就労を常態としている（例：1日4時間以上かつ月12日以上）
- ・出産前後である
- ・病気または障害がある
- ・病気または障害がある同居の親族を看護（介護）している
- ・学校などに在学・職業訓練している（月48時間以上の受講などを常態としている）

- ⑤ 区市町村民税（住民税）非課税世帯の場合、子育てのための施設等利用給付認定を受けている。
- ⑥ 認証保育所と同時に認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・居宅訪問型保育事業・公私立幼稚園などを利用していない。

#### 4 補助対象期間

令和6年4月～令和7年3月の間で、1ページの「対象者の条件」を満たす期間

#### 5 補助金額（月額）

認証保育所の月額保育料【A】と認可保育所に在園した場合の月額保育料【B】の差額を上限6万4千円の範囲で補助します。

（例）認証保育所の保育料が69,000円、認可保育所に在園した場合の保育料がD19階層（第1子：34,100円、第2子以降：0円）の場合

○ 第1子

【A】（認証）69,000 - 【B】（認可）34,100 = 34,900円 ⇒ 補助月額34,900円

○ 第2子以降

【A】（認証）69,000 - 【B】（認可）0 = 69,000円 ⇒ 補助月額64,000円（上限）

【A】 認証保育所に支払う月額保育料（月の初日時点の月額基本保育料）

・ 契約時間は月220時間を上限とします。

（月220時間を超える契約の場合は、週5日契約や週6日契約などの契約区分ごとに上限内で最も高い保育料とします。）

・ 入所料、延長保育料、オプション料金、補食代、雑費などは除きます。

・ 保育料の割引対象となる場合は、割引後の金額となります。

【B】 認可保育所に在園した場合の月額保育料

・ 年齢は、年度初日の前日の年齢（クラス分けの年齢と同じ考え方）とします。

認可保育所の保育料についての詳細は、  
こちらをご覧ください。



【多子世帯・ひとり親世帯の保育料軽減について】

世帯の状況が下表に当てはまる場合は、認可保育所に在園した場合の月額保育料が軽減されます。

世帯の状況	軽減後の認可保育料
2人以上のお子さんがある世帯	年齢制限なく 第2子以降は無料
保育料がD4階層以下のひとり親等世帯	年齢制限なく 第1子は半額、第2子以降は無料

◎ 2人以上のお子さんがある世帯は、「中央区認証保育所保育料補助金等交付申請書 兼 口座振替登録依頼書」の家族の状況欄に、きょうだいの氏名などを必ず記入してください。

◎ 保護者と生計が同一であれば、同居していない場合でもきょうだいとみなします。

## 6 申請方法

①～③の当てはまる書類全てを期限までに提出してください。

※ 前年度から引き続き利用する場合も、毎年申請が必要です。

### (1) 提出書類

	提出書類	提出回数
全員提出	① 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請書 兼 口座振替登録依頼書 ※ 児童1人につき1部提出（申請者は世帯で同じ方にしてください。）	年度に1回 ※②は、申し込み時の状況や保育を必要とする事由等に変更が生じた場合は再提出が必要です。 (4ページ)
	② 保護者全員が日中児童の保育を必要とする状況にあることを証明する書類 ※ 以下の表をご確認の上、必要書類を提出してください。 ※ きょうだい申請の場合は、1セットの提出で構いません。	
該当者のみ	③ 世帯の所得状況を証明する書類 ※ 5ページをご確認の上、当てはまる方は必要書類を提出してください。 ※ 書類の提出がない場合、認可保育所に在園した場合の月額保育料【B】は最高階層（D29階層）で決定します。	

### ② 日中児童の保育を必要とする状況にあることを証明する書類

保育を必要とする事由	必要書類（以下、「就労証明書など」）
就労 月48時間以上 (従業員の方)	◆ 就労証明書 ※ 勤務先の担当者に記入を依頼してください。 ※ 就労先が複数ある場合は、1か所につき1枚ずつ全て提出してください。 ※ 派遣社員の方は、派遣先が分かる証明として労働者派遣契約書または就業条件明示書の写しを提出してください。
就労 月48時間以上 ・役員 ・自営業主 ・自営業専従者 ・家族従業者 等	I ◆ 就労証明書 II 事業を営んでいることを証明する書類 ※ Iは保護者が代表者である場合、保護者自身が記入してください。 ※ IIは4ページをご確認ください。
就職予定	◆ 就労証明書（採用日を必ず記入し、 <u>採用後</u> に提出してください。）
育休から復職予定	◆ 就労証明書（復職日を必ず記入し、 <u>復職後</u> に提出してください。） ※ 育児休業中は原則補助対象外ですが、特例で補助対象となる場合があります。 (⇒ 8ページQ&A2を参照)
妊娠・出産	・母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日のページ）
疾病など	・診断書の写し (病名、症状、回復見込み、日中保育を必要とする旨が記載されたもの。)
看護・介護	◆ 看護・介護に関する申立書 ・看護・介護が必要な状況が分かる書類（診断書・介護保険証の写しなど）
学校などに在学・職業訓練	◆ 在学証明書 ・学生証などの写し
求職活動	◆ 求職活動状況申立書 ・補助対象期間、求職活動中であることが客観的に分かる書類 (ハローワーク受付票、求人情報サイトの個人情報登録画面・申し込み履歴の写し (氏名や住所などが確認できるもの) など)

◆ … 指定の様式があります。区役所で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。

## II 自営業主などの方が「事業を営んでいることを証明する書類」(営業証明)

下表のAグループ(事業の概要が確認できる書類)とBグループ(継続的に働いていることが確認できる書類)の中から、それぞれ提出可能なものを1種類ずつ選び、写しを提出してください。

事業を営んでいることを証明する書類(営業証明)	
Aグループ	Bグループ
事業の概要を確認できる書類	継続的に働いていることが確認できる書類 〔直近3か月分を提出してください。 育児休業から復職する方は産前産後休暇前の3か月分です。〕
<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)</li> <li>・営業許可証などの事業の許可証</li> <li>・税務署へ提出した開業届出書</li> </ul> ◎電子申請の場合は届出書と併せて受信通知など税務署が受理したことを確認できる書類の提出が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の名称・所在地・内容などがわかるパンフレットやホームページなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤簿、通勤記録、就労状況申告書など</li> <li>・給与(報酬)明細書、賃金台帳、振込口座の通帳またはネットバンキング(名義と振込のページ)など</li> </ul> 〈自身が個人事業主・経営者の方は以下でも可〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業に伴う契約書、納品書、請求書、領収書など</li> </ul> ◎契約先、取引先の機密情報はマスキング(黒で塗りつぶすこと)可

### ○ ひとり親家庭の場合

ひとり親家庭の方は、以下①～③のいずれかの書類の写しを追加で提出してください。

- ① 戸籍全部事項証明書(受理証明書)
- ② 児童扶養手当証明書
- ③ 事件係属証明書(調停期日通知書)

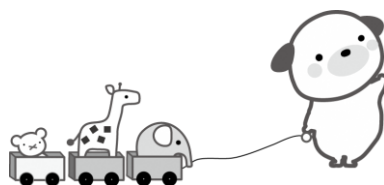
※調停期日通知書は、調停が係属中と判断できる書類に限ります。

### ○ 申し込み時の状況や保育を必要とする理由等が変更となった場合

申請書提出後、以下の変更が生じた場合には、必要書類をご提出ください。また、必ず区にご連絡ください。

変更の内容	必要書類
ほかの認証保育所へ転園	・中央区認証保育所保育料補助金等交付申請書 兼 口座振替登録依頼書(再提出)
申請者・口座の変更	・中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届
世帯・課税状況の変更	・中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届
保育を必要とする事由の変更 (例: 3ページ②、8ページQ&A4)	・変更が確認できる証明書(3ページ②)

※月極契約のコース(月額基本保育料・保育時間数)の変更の場合は、連絡は不要です。



### ③ 世帯の所得状況を証明する書類

令和5年1月1日現在および令和6年1月1日現在で中央区に住民登録がない場合は、「世帯の所得状況を証明する書類」の提出が必要です。

※ 区市町村民税（住民税）が未申告の場合は、申告が必要です。

認可保育所に在園した場合の月額保育料【B】の算定基準は、以下のとおりです。

- ・ 令和6年4月～8月分の認可保育料 ⇒ 令和5年度区市町村民税（住民税）を基に算出
- ・ 令和6年9月～令和7年3月分の認可保育料 ⇒ 令和6年度区市町村民税（住民税）を基に算出

#### ○必要書類について

保護者の状況	令和6年4月～8月分補助金	令和6年9月～令和7年3月分補助金
令和5年1月2日以降に中央区に転入（海外からの転入は除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>令和5年度住民税課税(非課税)証明書</b> (令和5年1月1日の住所地発行のもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>令和6年度住民税課税(非課税)証明書</b> (令和6年1月1日の住所地発行のもの) ※令和6年1月1日の住所が中央区の場合は提出不要です。</li> </ul>
国外転入などにより、日本で課税されていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>年間収入申告書</b> (令和4年1月～12月分)</li> <li>・ <b>会社発行の給与等支給証明書</b> (外国語表記の場合、和訳を添付してください。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>年間収入申告書</b> (令和5年1月～12月分)</li> <li>・ <b>会社発行の給与等支給証明書</b> (外国語表記の場合、和訳を添付してください。)</li> </ul>
生活保護を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>生活保護受給証明書</b></li> </ul>	
上記に当てはまらない方（単身赴任などで現在も中央区に住民登録がない方）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>令和5年度住民税課税(非課税)証明書</b> (令和5年1月1日の住所地発行のもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>令和6年度住民税課税(非課税)証明書</b> (令和6年1月1日の住所地発行のもの)</li> </ul>

◆ … 指定の様式があります。区役所で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。

※ **令和6年度住民税課税(非課税)証明書**は、令和6年6月頃から発行可能となりますので、発行され次第ご提出ください。なお、発行時期は、各自治体へお問い合わせください。

※ 提出後に、住民税の修正申告・更正があった場合は、再提出をお願いします。

※ 生計を同一とする同居者全員分必要です。ただし、同居者の生計が別の場合は ◆ **生計別申立書**を提出してください。

※ 令和6年度の認可保育所の入所申し込みをしている場合は、「世帯の所得状況を証明する書類」の提出を省略できます。その場合は、その旨を書いたメモを同封してください。

※ このおしらせに記載していないその他の内容は、認可保育所の保育料決定方法に準じます。

## (2) 提出期限

児童が施設に入所した月	提出期限
・前年度から継続入所 ・令和6年4月入所	令和6年4月末
令和6年5月～令和7年2月入所	入所した月の月末
令和7年3月入所	<u>令和7年3月10日(月)</u> <b>【当年度の最終提出期限】</b>

※ 年度を越えての申請はできませんので、提出期限は厳守してください。

(子育てのための施設等利用給付認定を受けている場合、補助金の一部(施設等利用給付分)は2年間さかのぼって請求することができます。詳しくはお問い合わせください。)

## (3) 提出先

- 入所している区内認証保育所
- 中央区役所本庁舎6階 保育課保育給付係(持参または郵送)
- 日本橋・月島・晴海特別出張所(出張所では受理のみ行います。書類審査は行いません。)

## 7 補助金の交付

申請者全員に、補助金交付の可否について審査結果を通知し、対象者に補助金を支給します。

### 【補助金交付スケジュール】

支給期	対象月	決定通知時期	振込予定時期
<b>第1期</b>	<b>4・5・6・7月</b>	<b>8月下旬</b>	<b>9月下旬</b>
<b>第2期</b>	<b>8・9・10・11月</b>	<b>12月下旬</b>	<b>1月下旬</b>
<b>第3期</b>	<b>12・1・2・3月</b>	<b>4月中旬</b>	<b>4月下旬</b>

### 【通知方法】

- 区内認証保育所に在籍 → 認証保育所を通じて配布
- 区外認証保育所に在籍している場合や、すでに退所している場合 → 自宅へ郵送



## 8 その他確認事項

3ページ②の「日中児童の保育を必要とする状況にあることを証明する書類」の有効期間は下表のとおりです。有効期間が終了する前に証明書類の再提出をお願いします。

保育を必要とする事由	有効期間 始期 (補助開始)	有効期間 終期 (補助終了)
就労 月 48 時間以上	仕事を開始する月 または復職する月	仕事をやめた月 ※1 または産休・育休を取得する月
妊娠・出産	出産予定月の2か月前の月	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月
疾病・障害	疾病の診断を受けた月 または障害者手帳の交付を受けた月	疾病が治癒した月
看護・介護	同居の親族を介護・看護し始めた月	介護・看護が不要となった月
求職活動	求職活動を開始する月	開始月の翌々月 (年度内に1回限り・期間は3か月)
学校等に在学・ 職業訓練 月 48 時間以上	学業・訓練を始める月	学業・訓練を卒業またはやめた月
育児休業 ※2	育児休業の開始月	育児休業の対象児童が1歳に達する年度末の月

※1 派遣社員など雇用期間の定めがある場合は、雇用期間の最終日が含まれる月までが補助期間となります。引き続き補助を受ける場合は、その後の雇用期間が分かるものをご提出ください。

※2 育児休業は、補助対象児童の下の子の育児休業を取得する場合です。なお、産前休暇開始日の前日以前から補助対象児童が継続して補助対象施設に在園している場合に限りま。

※ 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金を返還していただきます。

※ 区市町村民税（住民税）が非課税世帯の場合、子育てのための施設等利用給付認定を受けてから「中央区認証保育所施設等利用給付請求書」をご提出ください。

子育てのための施設等利用給付認定を受けていない期間は、補助の対象にはなりません。

なお、請求書は区役所で受け取るか、ホームページからダウンロードできます。

ご不明な点は区へお問い合わせください。

「子育てのための施設等利用給付認定」については  
こちらをご覧ください。



## ～ 認証保育所保育料補助金 よくある質問 ～

Q 1 認可保育所の保育料がいくらになるのかわかりません。

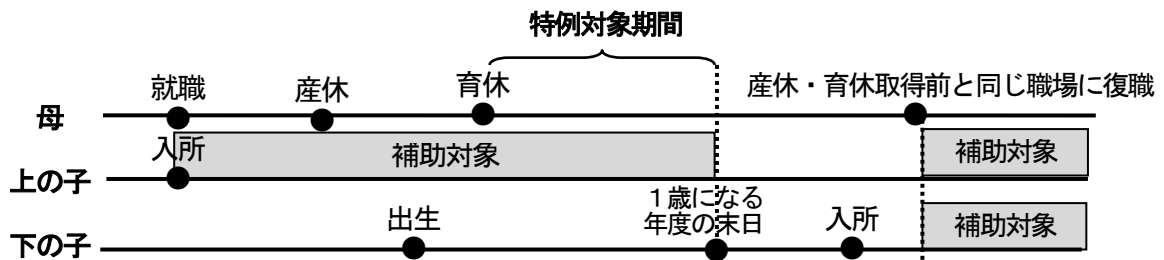
A 1 認可保育所の保育料は区市町村民税（住民税）を基に決定します。具体的な金額や計算方法については、ホームページ「保育園の保育料と算出方法（2ページにQRコード掲載）」をご覧ください。なお、決定した保育料は、各支給期の前に送付する「中央区認証保育所保育料補助金等額決定通知書」でお知らせします。

Q 2 育児休業中でも補助を受けられる場合はありますか。

A 2 あります。特例として、第2子以降の産前産後休暇後に育児休業を取得する場合は、上の子について、最長で育児休業対象児童が1歳に達する年度の末日まで対象となります。

ただし、元の勤務先に復職予定で、産前休暇開始日の前日以前から上の子が継続して認証保育所に在籍している場合に限ります。復職後は、復職月中に再度就労証明書をご提出ください。

なお、育児休業中に疾病・介護などその他の事由が生じた場合は、区にご相談ください。



※例 下の子が令和5年9月1日生まれの場合、上の子については令和7年3月31日まで補助対象。

Q 3 補助を受けている途中で仕事を辞めた場合はどうなりますか。

A 3 **仕事を辞めた場合は補助対象外**になります。ただし、その他の「保育を必要とする事由」（3ページ②）に当てはまる場合は、区にご連絡をいただいたうえで、必要書類をご提出ください。

Q 4 補助を受けている途中で転職した場合、何か手続きが必要ですか。

A 4 次の書類2点をご提出ください。

- ① 旧勤務先の退職日が分かる書類      ② 新しい勤務先で発行された就労証明書

Q 5 補助の対象外だった場合、連絡はありますか。

A 5 各支給期の決定通知時期に「中央区認証保育所保育料補助金等不交付決定通知書」を送付します。その後、認証保育所の月極契約のコース（月額基本保育料・保育時間数）を変更し、対象となる場合は、再度申請書類をご提出ください。



Q6 中央区に最近転入してきました。いつから補助金の対象になりますか。

A6 転入日により異なります。(下表参照)

転入日	対象月
1日	当月から対象
2日以降	翌月以降から対象 (子育てのための施設等利用給付認定を受けていれば、当月分は認可外保育施設として施設等利用給付を受けることができます。)

Q7 中央区外へ転出します。引き続き同じ施設を利用しますが、補助金を受けられますか。

A7 転出日により異なります。(下表参照)

転出日	対象月
1日	前月まで対象
2日以降	当月まで対象

Q8 月の途中で入所・退所した場合、補助金の対象期間はどのようになりますか。

A8 入所日・退所日により異なります。(下表参照)

	入所・退所日	対象月
入所	1日	当月から対象
	2日以降	翌月以降から対象 (子育てのための施設等利用給付認定を受けていれば、当月分は認可外保育施設として施設等利用給付を受けることができます。)
退所	1日	当月まで対象 (保育料を支払った場合に限る。)
	2日以降	

**【区内認証保育所一覧】** ※1 令和7年3月31日閉園予定

名 称	所 在 地	電 話
ポピンズナーサリースクール京橋	銀座1-25-3 京橋プラザ1F	3538-2101
グローバルキッズ新川園	新川2-16-10 プライムアーバン新川3F	3553-4141
アスク人形町駅前保育園	日本橋人形町3-4-14 FORECAST人形町PLACE2F	5649-8019
グローバルキッズ水天宮前園	日本橋箱崎町4-4-7 箱崎YMビル	3662-1717
ニチイキッズさわやか日本橋浜町保育園	日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町2F	3249-7141
マミーズエンジェル月島保育園	月島1-2-13 ワイズビルディング1F	3534-8288
ちゃいれつく月島駅前保育園	月島1-3-2 佃権月島ビルディング3F	5548-2308
さくらさくみらい 月島	月島2-18-2	6225-0239
ピノキオ幼児舎月島園	月島4-18-3 クイーンズハウス1F	3532-5370
ニチイキッズさわやかプラザ勝どき保育園 ※1	勝どき1-1-1 プラザ勝どき1F	3532-6730
アスク晴海保育園	晴海1-8-16 晴海トリトン2F	5546-1325